

# 短期入所生活介護 重要事項説明書

## 介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

### 1 事業所の名称及び所在地

名 称 特別養護老人ホーム 戸河内松信園  
所在地 広島県山県郡安芸太田町大字土居625番地  
介護保険事業所番号 3473500548

### 2 事業の目的

社会福祉法人戸河内松信会が開設する特別養護老人ホーム戸河内松信園（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態及び要支援状態の高齢者に対し、適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下両者を併せて「ショートステイ」という。）を提供することを目的とします。

### 3 運営の方針

(1) 事業所の従業者は利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他のお世話及び機能訓練を行うよう努め、利用者の心身の機能の維持、並びに利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

また地域やご家族との結びつきを重視し精神的安定感のあるサービスの提供に努めます。

(2) 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 4 提供するサービスの種類と送迎地域及び施設、定員

(1) サービスの種類 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 空床型

(2) 通常の送迎実施地域 安芸太田町・北広島町

(3) ご利用場所 特別養護老人ホーム戸河内松信園  
広島県山県郡安芸太田町大字土居625番地

(4) ご利用可能設備等

居室（2人部屋 多床室 居室の面積 18.0㎡）

（4人部屋 多床室 居室の面積 36.0㎡）

食堂、機能訓練室、医務室、浴室（普通浴槽・特殊浴槽）他

(5) ご利用定員 50名

### 5 従業者の職種及び員数

(1) 管理者 1名（特養と兼務）

(2) 医師（嘱託） 1名以上（特養と兼務）

(3) 事務職員 2名（特養と兼務）

(4) 看護職員 2名（特養と兼務）

(5) 介護職員 15名（特養と兼務）

- (6) 生活相談員 1名 (特養と兼務)
- (7) 機能訓練指導員 1名 (看護職員が兼務)
- (8) 管理栄養士 1名 (特養と兼務)

## 6 職務の内容

- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。  
また、事業計画の草案等、経営全般に関する事務管理に従事します。
- (2) 医師は、利用者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事します。
- (3) 事務職員は、事業所に関する事務に従事します。
- (4) 看護職員は、利用者診療の補佐及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事します。
- (5) 介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務に従事します。
- (6) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の計画及び実施に関するに従事します。
- (7) 機能訓練指導員は、利用者の機能訓練指導業務に従事します。
- (8) 管理栄養士は、食事の献立作成、栄養計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務に従事します。

## 7 サービスの内容

### (1) 介護計画の作成

利用期間が4日以上の場合、事業者は利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員が作成した「居宅サービス計画」または「介護予防サービス計画」に沿って、担当者間で協議し、「短期入所生活介護計画」または「介護予防短期入所生活介護計画」を作成し、利用者およびご家族に説明し同意を頂きます。

### (2) 食事

管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態、嗜好を考慮した食事を提供します。また、利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としています。

食事時間は下記を目処にしております。

朝食	7:30～8:30
昼食	12:00～13:00
夕食	17:00～18:00

他に配茶サービス等があります。

※入退所の変更や外出等で食事が不要又は必要になった場合は、以下の時間までに電話等で、居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員迄お申し出ください。

朝食及び昼食	前日の16:00まで
夕食	当日の12:00まで

### (3) 入浴

原則として週に2回入浴していただきます。身体の状態に応じて入浴機器を用いての入浴が可能です。ただし、利用者の状態に応じて、清拭等になる場合があります。

### (4) 生活介護

介護計画に沿って、下記の介護を行います。

着替え・排泄・食事等の介助、口腔ケア、離床支援、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、

施設内移動の付添い等。

#### (5) 機能訓練

介護計画に沿って、生活リハビリ及び機能訓練室等にての訓練を行います。

#### (6) 生活・介護相談

生活相談員等にお気軽にご相談をお寄せください。

#### (7) 健康管理

入所時に健康チェックをするほか、必要に応じて協力医療機関等での受診をすることが出来ます。嘱託医以外の通院、また、ご家族の希望医療機関への通院はご家族で対応して頂きます。車椅子利用等でご家族での送迎が難しい場合、生活相談員にご相談ください。

尚、送迎の費用を頂く場合があります。

#### (8) 療養食の提供

医療上必要な場合等のため特別食を用意しております。詳しくは生活相談員におたずねください。料金は別途かかる場合があります。

#### (9) 理容室サービス

毎月、隔週の平日、午後から理髪業者が入っています。

調髪料は別途2,000円かかります。

#### (10) レクリエーション等

施設内において、様々な活動を実施しております。また、行事によっては参加費が必要な場合もあります。その都度ご案内させていただきます。

#### (11) 送迎

事業所の送迎実施地域は、安芸太田町、北広島町内で、居宅と戸河内松信園間の送迎を致します。その他の送迎については生活相談員にご相談ください。

### 8 サービスの利用方法

#### (1) ショートステイサービスの利用契約

居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員か当事業所の生活相談員迄お申し出ください。当事業所と短期入所生活介護契約又は介護予防短期入所生活介護契約を締結後、居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員が作成したサービス提供票により指定された期間、ショートステイサービスをご利用いただけます。

#### (2) ショートステイサービスの中止や変更

①利用者がショートステイサービスの中止や変更を希望される場合は、居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員に、遅くとも前日迄にお申し出ください。

尚、連絡が遅いなど、変更の内容や時期により費用が発生する場合があります。

②入所日の健康チェックで体調が悪かった場合、また利用中に体調が悪くなった場合、ショートステイサービスの提供を中止する場合があります。

③ショートステイサービスをご利用中に、園内でインフルエンザ等が発生した場合など、退所できなくなることもあります。

### 9 ショートステイ契約の終了

#### (1) 利用者の都合で契約を終了する場合

実際にショートステイサービスをご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効になります。

## (2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にショートステイ契約を終了します。

- ①利用者が他の介護老人保健施設等に入所された場合
- ②介護保険で、利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③利用者が亡くなった場合
- ④利用者がサービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合
- ⑤利用者が、他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。

## (3) その他

利用者やご家族等が事業所の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、ショートステイサービス契約を終了させていただきます。この場合契約終了後の予約は無効となります。

## 10 利用料金

利用者は、サービスの対価として【短期入所生活介護契約書別紙】に定める利用料金を基に計算された合計額を利用月ごとに、次のように支払います。

- ①事業者は毎月月末締めでショートステイ利用料金合計額の請求書に明細を付して、利用者に通知します。
- ②利用料金は、ご利用月の翌月15日に郵便局口座より自動引き落としとなります。  
(15日が土日祝日振替休日の場合は翌日となります。)
- ③事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。  
※自動引き落としに関する諸手続き等のご相談は、生活相談員へお申し出下さい。

## 11 施設利用に当たっての留意事項

### ①面会

外来者は、利用者と面会しようとするときは、受付の面会票にご記入ください。  
玄関は午前4時30分から午後8時まで開いています。特に時間制限は設けておりませんが、他の利用者の迷惑となる時間帯はご遠慮ください。

### ②飲酒、喫煙

施設内は原則禁煙です。飲酒は健康に差しつかえの無い範囲でたしなんでいただけますが、生活相談員にご相談ください。

### ③金銭、貴重品の管理

金銭、貴重品は持ち込まないでください。特別なご事情がある場合、生活相談員にご相談下さい。

### ④設備、器具の利用

テレビ、ラジオ、カセットデッキ等の持ち込みは可能です。

### ⑤宗教活動

信仰は自由です。ただし、共同生活に支障のない範囲とさせていただきます。また、施設内においての布教活動は原則として禁止させていただきます。

### ⑥衣類の洗濯

施設内で実施します。短期間ご利用の場合できない物もありますのでご了承下さい。

### ⑦ペット

ペットの持ち込みはお断りします。

#### ⑧外出

必ず行き先と出発時間、帰園時間、食事の有無など必要な事を、前日16時迄に、居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員にご連絡ください。

#### ⑨所持品の持ち込み

・衣類・下着類 シーズンごとに3～5着

(黒マジックで名前を記入してください。分量は引出式衣装ケース3個まで)

・上履き(歩きやすく、脱ぎ着しやすいもの)

・入歯と、消毒のできる入歯ケース

・床頭台に収納できる程度の身の回り品

・引出式衣装ケース(長期利用の場合)

[参考]ロッカーの大きさは、奥行72cm 幅53cm 上段高さ80cm 下段高さ72cmです。ここに入る引出式衣装ケースをご用意ください。

※使い慣れた思い出の品等については、個別にご相談ください。

※火器等危険物(マッチ、ライター、カッター等)は持ち込み出来ません。

#### ⑩食べ物の持ち込み

健康上の理由により、介護職員にお尋ねください。

#### ⑪施設外での受診

嘱託医師以外の医療機関を受診する場合は、ご家族に対応していただきます。その場合、診察結果、処方薬などは生活相談員にお知らせください。

#### ⑫設備器具の損害賠償

利用者は、故意又は過失によって、設備及び備品に損害を与えたり、無断で形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は現状に回復しなければならない。ただし、損害賠償の額は、利用者の収入及び事情を考慮して減免することができる。

### 1.2 身体的拘束について

原則的には身体拘束廃止への対応を、スタッフ一同徹底しておりますが、利用者が施設生活を送られるに当たって、生命又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合で、以下の3原則すべてを満たす場合、家族の方にご説明の上、同意を頂き、身体的拘束を実施します。

①利用者または他の利用者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合  
(切迫性)

②身体拘束その他の行動制限を行う以外に看護・介護方法がない場合(非代替性)

③身体拘束その他の行動制限が一時的である場合(一時性)

### 1.3 個人情報保護に対する基本方針

事業所は利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わる者の重大な責務と考えています。

①利用目的を明示した上で、必要範囲内で利用します。

②個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。

③全役職員等に周知徹底し、必要な教育を継続的に行い、安全性確保に努めます。

④個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。

⑤従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。又その職を退いた後も同様とします。

- 1 4 サービス内容に関する事故発生時の対応および相談・苦情処理の体制・手順  
サービスに関する相談・要望・苦情等は次の窓口までお申し出下さい。

「戸河内松信園短期入所生活介護事業所 利用者苦情受付担当：生活相談員」	
電話：0826-28-2024	FAX：0826-28-7130
受付：9：00～16：30	(月曜日～金曜日)

当事業所以外にも、相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- \* 広島県国民健康保険団体連合会 受付時間 8：30～17：15（土・日・祝日を除く）  
電話：082-554-0783 FAX：082-511-9126
- \* 安芸太田町 保健・医療・福祉統括センター福祉課  
電話：0826-25-0250 FAX：0826-22-0686
- \* 北広島町役場 保健課介護保険係  
電話：050-5812-1853 FAX：0826-72-5242

社会福祉法第82条の規定により、松信園が提供する福祉サービスに対する苦情に適切に対処するため、次のとおり苦情解決責任者、苦情受付担当者および第三者委員を定めました。

苦情解決責任者：戸河内松信園	施設長	金本裕二
苦情受付担当者：戸河内松信園	生活相談員	中川佳代子
第三者委員	：安芸太田町民生委員・児童委員 副会長	栗栖芳秋
	(自宅) TEL 0826-28-1002	
	：安芸太田町社会福祉協議会事務局長	児玉 斉
	(筒賀社協) TEL 0826-32-2226	
	：入所者代表	梅田直美

#### 「苦情解決の方法」

##### ①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより随時受け付けます。第三者委員に直接申出することもできます。

##### ②苦情の受付の報告・確認

苦情受付担当者が受付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告します。

##### ③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決につとめます。

苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

(苦情内容の確認→解決案の調整・助言→話し合いの結果や改善事項等の確認)

- ④本事業所で解決できない苦情は、広島県社会福祉協議会に設置された運営  
適正委員会へ申し出ることができます。

\*都道府県運営適正化委員会の照会

広島県福祉サービス運営適正化委員会

広島県社会福祉協議会内

連絡先：電話 (082) 254-3419

「事故発生時の対応と防止の措置」

- ①施設は事故発生防止のための事故対策委員会を設置し、職員に対する周知と研修をおこなっています。
- ②事故が発生した場合は、速やかに病院へ受診または必要な医療と対応を提供すると共に契約者のご家族・関係者等へ連絡し、必要な措置を行います。
- ③事故発生の原因を解明し再発防止に適切な対策を行います。
- ④事故対策委員会を定例月に開催し、事故発生状況を把握し、再発の防止を検討します。

1.5 非常災害対策

(1) 非常時の対策

「社会福祉法人 戸河内松信会 防火管理規程」にのっとり対応を行います。

(2) 近隣との協力関係

安芸太田町土居地区の住民の皆様および土居地区消防団

安芸太田町中筒賀345-2 「安佐北消防署安芸太田出張所」

電話：0826-32-2011

(3) 平常時の訓練等

「社会福祉法人 戸河内松信会 防火管理規程」にのっとり、年2回以上の夜間および昼間を想定した消防防災避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。

また、松信園にはAED（半自動除細動器）を設備しており、安佐北消防署安芸太田出張所派遣職員のご指導のもと、年2回以上の救命救急訓練を実施します。

(4) 防災設備

消火器具	あり	避難階段：スロープ	あり
スプリンクラー設備	あり	防火扉：シャッター	あり
自動火災報知設備	あり	誘導灯	あり
非常通報設備	あり		

(5) 防災計画等

非常災害対策委員会を設置し、随時、委員会において計画および対策を検討しております。

防火管理者：施設長 金本裕二

1.6 当事業所の概要

法人名称 社会福祉法人 戸河内松信会

代表者 理事長 松尾信晴

法人本部所在地 〒731-3821 広島県山県郡安芸太田町大字土居625番地

電話番号 0826-28-2024

短期入所生活事業開始 平成7年

施設等（種別）

戸河内松信園 指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

戸河内松信園 短期入所生活介護事業 (併設型・空床型)

戸河内松信園 介護予防短期入所生活介護事業 (併設型・空床型)

第三者評価の実施状況 実施していない

# 同意書

令和 年 月 日

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供開始に当たり、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）重要事項説明書の内容を説明しました。

事業者：社会福祉法人 戸河内松信会

所在地：〒731-3821 広島県山県郡安芸太田町大字土居625番地

説明者：戸河内松信園短期入所生活介護事業所

説明者

⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）について重要事項の説明及び本書の交付を受け、サービス提供開始に同意いたします。

利用者 住 所

氏 名

⑩

代理人 住 所

氏 名

⑩